指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令

1. 案内情報

手続名 : 指定漁船に乗り組む海員の休日付与方法に関する協定の届出

手続根拠 : 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第8

条の2

手続対象者: 指定漁船に乗り組む海員の休日付与方法に関する協定を結んだ

事業者

提出時期:指定漁船に乗り組む海員の休日付与方法に関する協定を結んだ

とき

提出方法:申請書を所轄地方運輸局へ提出

手数料 : なし

添付書類・部数 : なし・1部

申請様式 :提出窓口にお問い合わせ下さい。 記載要領・記載例 :提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課

0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 5

東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課

0 2 2 - 2 9 9 0 - 8 8 6 3

新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課

0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 6

関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課

0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2

中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課

052-952-8026

近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課

06-6949-6432

神戸海運管理部船員部労働基準・安全衛生課

078-321-7055

中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課

082-228-8701

四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課

087-825-1195

九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課

093-332-8085

沖縄総合事務局運輸部会運第二課

098-866-0031

船員法施行令に定める市町村

受け付け時間 : 9時~17時(地方運輸局によって若干の違いあり)

相談窓口 : 提出先に同じ

3 . 手続情報

審査基準: 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第8条の

標準処理機関 : 2日(経由期間がある場合は9日)

不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による